

## 第 5 1 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

（ 3 ） 福祉業務手当

第 9 条の見出しを「（福祉業務手当）」に改め、同条第 1 項を次のよ  
うに改める。

福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

（ 1 ） 福祉事務所に勤務する職員が、生活保護法（昭和 2 5 年法律  
第 1 4 4 号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国  
した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平  
成 6 年法律第 3 0 号）又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3  
9 年法律第 1 2 9 号）に定める業務を行うため家庭を訪問したとき  
又は面接業務に従事したとき、及び身体障害者福祉法（昭和 2 4 年  
法律第 2 8 3 号）、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）、知  
的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）又は老人福祉法（昭和  
3 8 年法律第 1 3 3 号）に定める業務を行うため面接業務に従事し  
たとき。

（ 2 ） 児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第 1 1 条第 1 項第  
2 号ホに定める業務に従事したとき又は同法第 1 2 条第 2 項に定め  
る業務（同法第 1 1 条第 1 項第 2 号ホに定める業務を除く。）を行  
うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。

第9条第2項中「460円」を「1,470円」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給対象を拡充する必要があるので、この条例案を提出いたします。